



# 鰺ヶ沢町商工会報

商工会は行きます 聞きます 提案します

発行 鰺ヶ沢町商工会

〒038-2754 鰺ヶ沢町大字米町25-1

TEL 72-2376・FAX 72-6653

E-mail : ajis2376@rose.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.ajigasawa.biz/>

会員数 353名 (12月31日現在)

鰺ヶ沢町商工会長

網野榮一郎

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

行く年來る年、境目の無い年月の中にあつて、今年

こそはと「シャキッと」した氣構えを持つのも新年です。

政府は、総合戦略の一つとして地方創生という御題目を上げ経済対策に躍起であります。私も、これから先私共が生活の基盤としている故郷に好影響をもたらすことを期待する一人です。

青森と東京間は、飛行機で一時間余り、新幹線では三時間半、それだけの距離なのに中央と地方の落差は顕著で、恩恵は薄く遅いのが現状であります。

円安に依る商品価格の高騰、冷え込む家計、人口の減少等、地方には避けて通れない難問が山程あります。その対策として「観光」「商工」「行政」が：もう一つ有ります、忘れてはならない「町民」です。これら全部が一体となつて将来を夢見る若者の定住出来る町づくりが、町の活性化の大前提であると思います。

大きなイベントは打ち上げ花火のよう

に一瞬だけの輝きですが、年間を通して、地域と差はあるにしても何かを発見して、目的達成に向けて努力する必要があります。

当商工会の敷地内の土砂崩れも一回、二回と連続しましたが復旧工事も終了し建物の復元、会議室のリニューアルも終わり、現在使用中であります。

商工会の原点は、やっぱり「行きます」、「聞きます」、「提案します」にあります。国の方針も勿論ですが、私共会員の九割が最優先されると考えられます。お客様が最優先されると考えられます。お客様があつてこそ商売が出来るのであります。

会員の皆様と密な関係にあります。商工会事務局の情報を少し説明します。県内八地区から選ばれた経営指導員の指導事例発表にも率先して参加し、研鑽を深め、職員としての資質を高める努力の結果、今年度昇格試験に三名の合格をみる等、素晴らしい成績を出しています。

## 平成二十七年 年頭のご挨拶

私の今年の目標は「真剣だと知恵も出る。中途半端だと愚痴になる。そして、いい加減だと言い訳になる。」を心掛け行動してまいります。

会員の皆様、今年も一步先を歩きま

しょう。商売繁盛を祈念申し上げ新年の挨拶とします。

私の今年の目標は「真剣だと知恵も出る。中途半端だと愚痴になる。そして、いい加減だと言い訳になる。」を心掛け行動してまいります。

会員の皆様、今年も一步先を歩きま

しょう。商売繁盛を祈念申し上げ新年の挨拶とします

## 日本政策金融公庫

### ◆マル経融資（経営改善貸付）

商工会等の経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額	2,000万円以内	
ご返済期間	7年以内	10年以内
(うち据置期間)	(1年以内)	(2年以内)
利 率	1.35%	
そ の 他	・保証人・担保は不要です。 ・ご利用にあたっては商工会長の推薦が必要です。	

※推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ①常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）であること。
- ②原則として6ヶ月以上、商工会等の経営指導を受けていること。
- ③最近1年以上、同一商工会等の地区内で事業を営んでいること。
- ④所得税、法人税、事業税又は都道府県民税や市町村民税（均等割を含みます）をすべて完納していること。
- ⑤商工業者であり、かつ対象業種であること。

◆普通貸付 基準利率 年率 1.30%

※使いみち、返済期間によって異なります。

◆国の教育ローン 基準利率 年率 2.25%（平成26年12月19日現在）

## 復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないとされました。

### 復興特別所得税額の計算

【算式】復興特別所得税額＝基準所得税額×2.1%

経営のお悩みは、

## 青森県よろず支援拠点を

ご活用ください！

県内中小企業・小規模事業者等の皆様の売上拡大、経営改善、新商品開発、創業・企業、IT情報化等、経営上のお悩みについてのご相談に対応いたします。※相談は無料です。

### 【よろず支援拠点のサポート】

起業から安定までの各段階のニーズ応じて、ご対応いたします。

- ① 解決困難な経営相談に関する「総合的・先進的なアドバイス」
- ② 事業者の課題に応じた適切な「チーム編成を通じた支援」
- ③ 案件に応じた「的確な支援機関、研究機関等の紹介」

### 【ご相談の方法】

相談窓口や相談会を次のとおり実施しています。どうぞ、お気軽に相談下さい。

#### (1) 相談窓口

日時：平日の8:30～17:15

（土日、祝日、年末年始は休業となります。）

場所：〒030-0801 青森市新町2-4-1

青森県共同ビル7階

電話：017-721-3787

#### (2) よろず出張相談会 ※予約制

県内の数箇所、10:00～16:00の時間帯で相談会を開設しています。

会場、開催日時、予約の申込方法などは、以下をご参照ください。

URL <http://www.21aomori.or.jp/soudan>

どんなことでもご相談下さい。お電話頂ければ職員が伺います。

まずは商工会まで

## 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されました。

※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

## 平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

### ●対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生すべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

### ●記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

### ●帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

### 【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの	保存期間
収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

五所川原税務署 TEL0173-34-3136

## 経営セーフティ共済

## 取引先の突然の倒産！まさかのときの資金調達先は準備していますか？

売掛金が回収できなくなったら、資金ショートで車両倒産してしまう…

1 加入し、掛金を積み立てておけば…

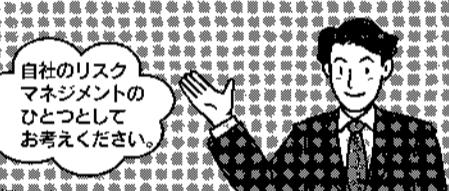
回収困難となつた売掛金（被害額）相当の資金を調達できます。（最高8,000万円まで）

2 「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。

掛金は捐金もしくは必要経費に算入できます

3 当面の資金繰りに役立ち、自社と社員を守れます。

自社のリスクマネジメントのひとつとしてお考えください。



制度の運営機関：独立行政法人 中小企業基盤整備機構

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

経営セーフティ共済

検索

## 必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

## 青森県最低賃金改正のお知らせ

1 青森県最低賃金が改正されました。金額等は次のとおりです。

時間額 679円（平成26年10月24日から）

2 改正前の青森県最低賃金（665円）から14円の引上げとなります。

3 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。

4 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。

5 青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定（罰金50万円以下）が適用されることがあります。

6 詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。（<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

\*お問い合わせは、青森労働局労働基準部賃金室へ。

TEL 017-734-4114 FAX 017-734-5821

872-2376